

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年12月15日

【会社名】 株式会社総合臨床ホールディングス

【英訳名】 Sogo Rinsho Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 立川 憲之

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

【電話番号】 (03) 6901-6080

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 橋本 寿哉

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

【電話番号】 (03) 6901-6080

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 橋本 寿哉

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき合計額を合算した金額 101,500,000円

(注) 1. 本募集は、平成22年10月21日開催の当社定時株主総会の決議及び平成22年11月25日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額はストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとします。また発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年11月25日付をもって提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新株発行による手取金の額」が平成22年12月15日に確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集事項

1 新規発行新株予約権証券

(2)新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使時により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__罫で示しております。

【表紙】

【届出の対象とした募集金額】

（訂正前）

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込べき合計額を合算した金額

100,000,000円

（訂正後）

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込べき合計額を合算した金額

101,500,000円

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。但し、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とします。 但し、(注)2.の定めにより、行使価額の調整を受けることがあります。
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた価額とし、行使価額は、40,600円とします。 但し、(注)2.の定めにより、行使価額の調整を受けることがあります。
----------------	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金100,000,000円(注) (注)本有価証券届出書提出時の見込額であります。但し、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金101,500,000円(注) (注)新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	--

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新株発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)(注)2	差引手取概算額(円)
100,000,000	1,200,000	98,800,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。

(訂正前)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)(注)2	差引手取概算額(円)
101,500,000	1,200,000	100,300,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。